

令和2年4月28日

社会福祉法人恩賜財団済生会

代理人 弁護士 今出川 幸寛 殿

首都圏青年ユニオン連合会

本部

東京都港区三田1-7-1 パークコート麻布十番ザ・タワー1608

マレーシア支部

UNIT NO.2-22-2,

The Ritz-Carlton Residence Kuala Lumpur, Laman Sentral Berjaya, No, 105,

Jalan Ampang 50450 Kuala Lumpur.

カンボジア支部

253, NA, NA, Sansam Kosal Pir, Boeng Tumpun1, Mean Chey, Phnom Penh

代表者

組合員

ご連絡に対する回答書

前略 貴殿より頂戴した令2年4月24日付の「ご連絡」について、以下の通り回答を致します。

貴殿より頂戴した和解案への回答につき、貴殿によれば、組合員が法的根拠つまり客観的証拠を示さなければ、解決金は支払えないとの主張をされております。しかし、本来、団体交渉は訴訟とは異なり、事業主が一労働者の声に耳を傾け、また、証拠を確保できない労働者に歩み寄って、話し合いにより進めていくものであって訴訟と同様の事実認定を行う場ではありません。しかし、済生会は、これまでの団体交渉においても、訴訟のように、一労働者に対して、厳格な法的根拠の要求を続けております。つまり、済生会によると、組合員が勇気を出して作成した陳述書では足りず、「勤務中の録音、勤怠等が適切にされていない記録」等の客観的証拠を提出しなければ解決できないと明確に答えられています。本来あるべき団体交渉の趣旨すら理解しようともせず、誠実に勤務し続けた元職員に対して、勤務中の録音、日記がないから解決することはないという趣旨の極めて不誠実な回答を受け取り、組合員は済生会の変わらない体質に強く胸を痛めております。

他方で、済生会は、何の法的根拠も示さず、各15万円の支払いであれば応じる用意があるという回答をしてくれております。済生会として、組合員が退職せざるを得ない一因と

なってしまったことを認めざるをえない、または、貴殿も主張しているように当事者である複数の組合員が声をあげた陳述書の事実を否定できるような客観的証拠がないから解決金を支払う旨の提案をされたのではないのでしょうか。済生会からすれば、一労働者の退職に追い込んだ事実は15万円の価値しかないのかもしれませんが、当事者である組合員としては、この退職に追い込まれた事実に対する傷の重さが100万円に相当するから、100万円での和解としたいという主張です。済生会において、和解金を15万円とした根拠を回答することを要求します。

また、貴殿の主張によるとあたかも東京労働委員会が首都圏青年ユニオン連合会に対して何らかの指導等ができるかのような記載がありますが、そもそも労働委員会は労働組合に対しての監督権限を持っているものではありませんので、首都圏青年ユニオン連合会の活動について公表することは出来ません。当然ですが、貴殿が労働委員会の場で公表することもできず、貴殿は期日で主張することしかできません。組合員のためにも、済生会として、労働組合の役割、制度趣旨等について改めてご理解ください。なお、済生会は、労働者のことを全く考えず、組合員に対しては法的根拠を求め続けているところ、済生会自身は、首都圏青年ユニオン連合会と記載しているのに首都圏青年ユニオンに連絡を入れるなど、全く法的根拠のないような言動ばかりです。このような言動は、法的根拠がないばかりか、貴殿の不誠実な交渉態度を示すものであり、事案が長期化するだけで、厳に慎まれるよう、お願いいたします。

上述してきた通り、団体交渉は法的根拠を示しあうような場ではありません。解決の精神を以て、話し合うものです。つきましては、首都圏青年ユニオン連合会として済生会での団体交渉に以下の候補日をお送りします。不要不急の問題ではありませんので、貴事業場での開催を求めます。

令和2年5月14日 10時00分

令和2年5月21日 10時00分

要求事項

- ① 済生会が各組合員に対して提示した解決金15万円の法的根拠を明確にしてください。
- ② 各組合員に対して求めている法的根拠とは、録音や日記等以外に何を指すのか明確にしてください。
- ③ 組合員は陳述書まで作成したにもかかわらず、済生会がこれを否定するだけの客観的証拠が出せない理由を明確にしてください。つきましては、「サービス残業を上長からさせられたことがある、年次有給休暇の取得を拒否されたことがある」という二点について、職場環境改善のため、済生会でのアンケート実施を要求します。

以上